

23 広中支調交第5号

2024年2月19日

日本郵便株式会社 広島中央郵便局
局長 長瀬 欣也 殿

郵政産業労働者ユニオン広島中央支部
支部長 永瀬 智之

2024年春季生活闘争の要求

新型コロナウイルスや、季節性インフルエンザが依然として猛威を振るう中での春闘となります。私たち郵政労働者は、どのような事態が発生しようと、確実に仕事をこなし、円滑な業務運行に努めてきましたが、心身共に疲労はピークに達しています。またそれに追い打ちをかけるように、光熱費や食料品、生活必需品の相次ぐ値上げなど、日々の生活は年々厳しさを増すばかりです。

郵政産業労働者ユニオン広島中央支部は、「物価高騰から暮らしを守る春闘」「全ての社員の賃金引上げを勝ち取る春闘」をメインテーマに掲げ、本部・地本と共に今春闘を闘い抜きます。

全ての労働者の健康と生活を守るため、賃金、労働時間、休暇等について、以下の要求を提出しますので、3月13日までに誠意ある回答を求めます。

記

- 1、 月給制契約社員の基本月額を31,000円以上引き上げること。
- 2、 時給制契約社員の時給を200円以上引き上げること。
- 3、 時給制契約社員の基本給を全国一律制とし、時給を1,500円以上とすること。
- 4、 時給制契約社員の基本賃金について、基本給の下限額を200円引き上げること。
- 5、 シニアスタッフ社員の基本給を月額38,000円以上引き上げ、大幅に改善すること。
- 6、 正社員の基本給を月額30,000円以上引き上げること。
- 7、 短時間勤務社員の基本給を月額30,000円以上引き上げること。
- 8、 短時間社員の基本給を月額33,000円以上引き上げること。
- 9、 一般職社員の基本給を大幅に改善し、地域基幹職1級と同等にすること。
- 10、 正社員、一般職の定期昇給を完全実施すること。
- 11、 全社員の年間一時金を4.5月とすること。

- 1 2、全社員に年末勤務手当として、12月29日から31日の間、一日当たり5,000円支給すること。
- 1 3、全社員に対し扶養手当を支給すること。これに関連し、2020年に改定された配偶者に対する手当は、見直し前の支給額に戻すこと。また、子供に対する手当を引き上げること。
- 1 4、全社員に対し住居手当を支給すること。これに関連し、2018年の改定により支給対象外となった一般職社員については、早急に支給対象者に戻すこと。併せて2019年度から実施している経過措置も中止し、改正前に戻すこと。
- 1 5、全社員が社宅に入れるようにすること。
- 1 6、全社員に対し退職金制度を設けること。
- 1 7、通勤手当については、本人申告の通勤経路を基本とし全額支給すること。
- 1 8、非番日労働の割り増し手当は、全社員100分の135として支給すること。
- 1 9、新規採用者の年次有給休暇の発給日数は20日とすること。
- 2 0、全社員に対し、夏期休暇・冬期休暇をそれぞれ3日以上付与すること。
- 2 1、有給の生理休暇を2日以上付与すること。
- 2 2、生理休暇取得に対し、賞与・昇給についての減算などペナルティを科さないこと。
- 2 3、全ての期間雇用社員について、アソシエイト社員転換後、2年で希望する社員は全員正社員へ登用すること。
- 2 4、正社員登用に当たって web 方式の試験を廃止し、公正・公平な選考方式に改定すること。
- 2 5、一般職から地域基幹職への転換について、要件を大幅に緩和すること。
- 2 6、正社員登用や昇給・昇格、あるいは人事異動について、組合差別を行わないこと。
- 2 7、本人同意を伴わない人事異動発令は、絶対に行わないこと。
- 2 8、作業能率手当について、基準が不明確であり透明性に欠ける。見直しし、その原資を全ての期間雇用社員に対し、一律の手当として支給すること。
- 2 9、超過勤務に依存した業務内容を、1日8時間労働で終わる業務内容に改善し、必要な要員を正社員で確保すること。
- 3 0、女性仕様のユニフォームを作成し貸与すること。あわせて、雨具・防寒着についても女性仕様のもを貸与すること。
- 3 1、定期健康診断について、全ての社員が勤務時間中に受診出来るよう対策を講じること。特に深夜勤従事者についても、その時間内に受診出来る体制を構築すること。やむを得ず勤務時間外に受診する場合は、超過勤務手当と交通費を全額支給すること。

- 3 2、病気休暇取得に際して、診断書必須ではなく領収書提出でも承認すること。
- 3 3、自家用車・バイクで通勤している社員に対する通勤手当について、年1回の見直しを改め2回とすること。また、ガソリン価格が高騰した場合については迅速に通勤手当の増額など対策を講じること。
- 3 4、バイク・軽四車両の更改基準について、年数ではなく走行距離を基準とするよう改めること。特に現時点で10万キロを超える車両は、社員の安全確保の観点から、状態に関係なく全て新車に更改すること。
- 3 5、社員申告書の定義・目的を明らかにすること。また申告書に記載された希望事項について、会社はその実現に向け、一つ一つ丁寧に対応すること。
- 3 6、個局の所属長権限について。
 - ①権限の項目を明らかにすること（人事異動・配置転換・賃金・採用・復職・社屋内外の事務室や敷地の決定事項等）。
 - ②それぞれの項目について、その範囲を明らかにすること（人数・金額・予算の上限等）。
- 3 7、近年異常とも言える、長期病気休暇や休職社員の増加傾向について、会社としてその原因を調査することは当然の責務である。一つ一つの事案について、再度検証しその結果を早急に明らかにすること。また復職について、当初の原因がハラスメントであるならば、起因させた元の職場に復帰させることは絶対に行ってはならない。社員が希望する職場にて復職させること。
- 3 8、広島中央郵便局の1階北側に、女性社員用トイレを新設すること。

以上